

# 東京都内の事業者の皆さんへ！

令和2年度 第4回

今回は八王子市と共催です

参加  
無料



## 自転車安全利用TOKYOセミナー

自転車は手軽で、利便性が高く、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。一方で、自転車事故の多発や道路への放置等の問題があり、都民の安全な生活を妨げています。

東京都の自転車安全利用条例では、都内の事業者の方々は、努めて従業員に対する自転車の安全利用に関する研修や情報提供等の必要な措置を講ずることが定められており、平成29年2月1日から、事業者の方々に、「自転車安全利用推進者」を選任する努力義務等が定められました。

また、令和2年4月1日から、都内の自転車利用者を対象とし自転車利用中の事故により、他人にケガをさせたしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となりました。

自転車の交通ルールや自転車安全利用研修のノウハウを学び、一人ひとりが安全利用を推進する担い手となりましょう。

### ◆ 開催日時 ◆

令和2年 11月18日（水曜日） 午後2時00分から午後4時40分まで

（※受付開始：午後1時30分から）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となる場合がございます。



### ◆ 開催場所 ◆

八王子市生涯学習センター（クリエイトホール）11階 視聴覚室  
（八王子市東町5番6号）

※地図は裏面をご覧ください。

※ 感染予防対策として、入口にて体温を計測させていただきます。発熱等のある方は参加をお断りすることがありますのでご了承下さい。

### ◆ 対象者 ◆

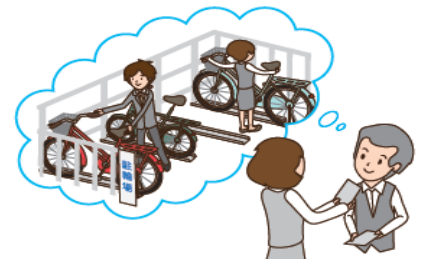
都内の事業者等 32名

### ◆ 主な内容（予定） ◆

- (1) 事故・ヒヤリハットから考える自転車の安全利用推進
- (2) 自転車安全利用研修の実施方法について
- (3) 自転車と保険

※ 内容は一部変更になる場合がございます。

※ セミナーホームページへは右QRコードから



## 参加者特典

- ・「研修用DVD」・「自転車安全利用宣言証」を差し上げます。
- ・ご希望により、東京都ホームページでの事業所名の公表や、セミナー修了証の発行等が受けられます。

(DVDイメージ)



総合推進部 交通安全課 行  
E-mail : [S1060104@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1060104@section.metro.tokyo.jp)

◆ 申込みについて ◆

【申込方法】

次の参加申込書に必要事項を記入し、可能な方はEメールで提出をお願いします。  
メール環境がない場合は、fax または 郵送にてお受けします。

〒163-8001

東京都 都民安全推進本部 交通安全課（住所不要）

〔電話〕03-5388-3124 〔FAX〕03-5388-1217

〔メール〕[S1060104@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1060104@section.metro.tokyo.jp)

【申込期限】

令和2年11月13日（金曜日）

【備考】

※御参加いただける場合は、特にお知らせはいたしません。当日会場までお越しください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止等のため中止となる場合はお知らせします。

※申込みに係る個人情報は、本事業の範囲内で使用し、それ以外の目的には使用しません。

◆ 会場への来場方法について ◆

■ 会場への来場方法 ■

JR 八王子駅北口から徒歩 4 分  
北口駅前、桑並木通りクリエイイトホール内  
京王八王子駅から徒歩 4 分  
※御来場は、なるべく公共交通機関をご利用  
ください。

生涯学習センター（クリエイイトホール）  
は、右 QR コードから八王子市ホーム  
ページをご覧ください。



■ ■ 「自転車安全利用TOKYOセミナー」参加申込書 ■ ■

事業者名			
電話			
Eメール	（※アドレスは誤りのないよう、はっきりとご記入下さい。）		
セミナー 御参加者	役 職	氏 名	
自転車安全利用推進 事業者制度について	(1) 登録している	(2) 登録を希望する	(3) 登録を希望しない
備 考	（※事務局に御連絡がある場合は、その内容を御記入ください）		